

第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波 プレイベント

かめきた みどりの里まつり「里の食マルシェ」

--出店募集要項--

1. 趣旨

第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波「京都丹波みどりの里まつり」の開催に向けたプレイベントとして「かめきた みどりの里まつり」を開催します。

本イベントは、フェアのテーマである「環境と食農そしてアートで輝く『京都丹波』」を先行的に体験できる場として実施するものです。そこで、以下のような出店者を募集します。

- ・京都丹波の食材を使ったお店
- ・地域の農産物や加工品を販売したい方
- ・環境にやさしい取り組みをされている方
- ・手しごと・クラフト・アート作品を届けたい方
- ・里山の雰囲気合うやさしい設えを大切にしている方
- ・里の暮らしや文化を体現する体験やワークショップを実施されたい方
- ・緑化や草花の魅力を伝えたい方

このプレイベントを通して、京都丹波の魅力を一緒に発信してくださる出店者の皆さまとともに、本番の緑化フェアを迎えたいと願っております。

2. 開催概要

(1) 開催日時

令和8年5月31日（日）

(2) 実施時間

午前10時から午後4時まで

(3) 開催場所

かめきたサンガ広場（以下「会場」という）

（JR 亀岡駅北側広場）

(4) 主な内容

京都丹波地域の魅力ある食品や商品の販売・PR

（京都丹波地域から約20店舗を募集）

(5) 来場者数

1,500～2,000人程度（見込み）

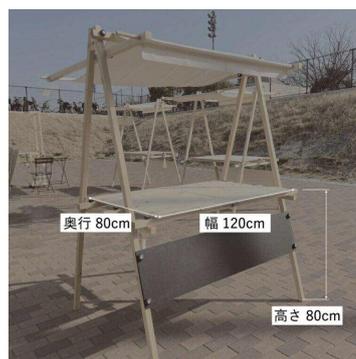
(6) 主催

第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会

3. 出店区分・付帯什器

(1) 物品販売（食品販売を含む）農産物/クラフト/アート作品/加工品等

- ・木製の販売用什器を主催者側で用意します。
- ・什器サイズ(販売台)：幅 120cm、奥行 80cm、高さ 80cm / 屋根付き
- ・食品を販売する場合は、応募に当たって該当する営業許可証の写しを提出してください。また、販売できる食品は、食品衛生法等に基づき許認可のある施設で製造されたものとし、当該品には同法、食品表示法、JAS 法及び景品表示法等に基づく適正な表示が必要です。（青果等を除く）



(2) 露店営業（現地調理）

- ・テント（間口 300cm×奥行 300cm 以内）は、各出店者にてご持参ください。
- ・現地で火気・電子機器等を用いて調理行為や湯沸かし行為、また盛り付け行為、カップへ注ぐ行為等がある場合には「現地調理」行為に該当し、京都府下の該当する露店営業の許可証が必要です。
- ・応募にあたって、①食品衛生責任者資格の証明書写し、②食品営業賠償共済もしくは生産物賠償責任保険の加入証の写し、③露店営業許可証の写しを提出してください。

(3) 花き等販売

- ・テント（間口 300cm×奥行 300cm 以内）は、各出店者にてご持参ください。
- ・応募多数の場合、併設して体験 WS を実施する出店者を優先させていただきます。

(1)～(3)共通事項：上記以外の販売に必要な備品類（机・棚、作業机、看板類等）は、各出店者にてご用意ください。

4. 出店条件

(1) テーマ適合性

出店内容は、以下のア～ウのいずれかを明確に体现していること

ア 京都丹波との関わり

- ・京都丹波産食材を使用している

- ・地域資源を活用している
- ・地域文化・伝統技術を活かしている

イ 環境配慮

- ・地産地消に貢献している
- ・ごみ削減に取り組んでいる（簡易包装など）
- ・再利用・リユース・アップサイクルに取り組んでいる
- ・有機・自然栽培等の環境配慮型の農法による農産物を採用している

ウ 里の風景との調和

- ・自然素材を使った商品や作品を提供している
- ・設えに自然素材を取り入れている

(2)食農ルール【露店営業出店者のみ】

- ・京都丹波地域で栽培・生産された農産物を原則として1品以上使用することとし、その使用食材及び産地について、店頭表示等により来場者に分かりやすく明示すること。

(3)環境ルール

- ・原則として、主催者が準備するリユース食器を使用すること。リユース食器の使用に係る経費は主催者が負担します。詳しい内容については出店確定後にご案内いたします。【露店営業出店者のみ】。
- ・紙製品等の環境に配慮した容器を使用する場合には、出店者でご用意ください。
- ・プラスチック製の包装は極力避けること。
- ・プラスチック製レジ袋の提供は、条例で禁止されています。

(4)景観ルール

- ・里のくらしをテーマとした会場演出に配慮し、華やかな装飾や看板の設置はご遠慮ください。
- ・のぼり旗の設置は禁止します。
- ・物品販売ブース出店者は、店名を什器下部の黒板に記載してください。その他区分の出店者は、各自で店名を分かりやすく掲示してください。

5. 募集店舗数

- (1)物品販売(食品物販を含む)：10～15店舗
- (2)露店営業(現地調理)：7～10店舗
- (3)花き等販売：約2店舗

6. 出店料

- (1)物品販売(食品販売を含む)：2,000円/日(税込)

(2)露店営業（現地調理）：3,000円/日（税込）

(3)花き等販売：2,000円/日（税込）

7. インフラ設備

(1)電気

電源については主催者側で用意します。電気使用を希望する場合は、機器名、消費電力（ワット数）をお知らせください。会場側と調整の上、使用の可否を回答します。ガソリン式発電機の持ち込みはできません。

（※会場で使用できる総電力量に制限があるため、御希望に沿えない場合があります。御了承ください）

(2)水道

公園内に水道設備はありません。水が必要な場合は出店者様でご用意ください。

(3)火気

火気は露店営業許可をお持ちの出店のみ、露店営業範囲内にて使用可能です。火気を使用する出店者は消火器を必ずご準備ください。

(4)衛生管理

販売できる食品は、食品衛生法等に基づき許認可のある施設で製造されたものとし、当該品には同法、食品表示法、JAS 法及び景品表示法等に基づく適正な表示が必要です。

（青果等を除く）

(5)販売

ア 店舗から発生するゴミはすべて出店者様にてお持ち帰りください。

イ 販売価格は、出店店舗において設定願います。値札は必ず付けてください。

ウ 販売時及び販売後のトラブル（食中毒を含む）は出店者にて対応ください。

(6)中止

雨天・荒天・災害発生等により、開催することが困難であると認められる場合は、本イベントを中止することがありますので御了承ください。

なお、開催中止に伴う損害等が発生した場合、主催者は一切の責任を負いません。

(7)事故緊急対応、保険

ア 事故等緊急の事案が発生した場合は、主催者に連絡してください。

イ 食品を扱う出店者は製造物責任保険（PL 保険）への加入が必須です。

ウ 主催者において、イベント傷害保険に加入します。

(8)搬入・搬出

搬入・搬出はイベント当日に行います。当日の搬入出時間及び搬入出方法等については、後日調整の上ご案内いたします。

(9)車両駐車場所

会場に関係者用の駐車場はありません。近隣のパーキング等をご利用ください。

(10)出店キャンセルについて

出店決定後のキャンセルは、原則として認められません。やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。なお、出店料の返金はできませんのでご了承ください。

(11)出店申込み

出店を希望される場合は、下記の申込みフォームにより、令和8年4月7日（火）までに、申し込んでください。

【申込先】

◆申込みフォーム：

<https://logoform.jp/form/JbYC/1489185>

(12)出店店舗の決定

主催者にて出店店舗を決定の上、通知します。なお、出店申込みが募集店舗数を超える場合は、抽選の上で決定することとします。

なお、出店店舗の決定についての質問及び異議申立てには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

(13)問合せ先

第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波 実行委員会事務局
(亀岡市全国都市緑化フェア推進室全国都市緑化フェア推進課)
(〒621-0851 亀岡市安町野々神8番地)

【募集要項・申込手続きに関すること】

担当：辻

電話：0771-21-8301

メール：ryokka-fair@city.kameoka.lg.jp

【出店内容・設え・マルシェ運営に関すること】

マルシェコーディネーター担当：持田

電話：090-8891-1932

メール：info@earth-conscious.com

--マルシェ出店に関する留意事項--

【基本事項】

- 安全衛生及びサービス・モラルについて、徹底してください。
- 出店条件や規約等を逸脱する行為がある店舗については、店舗営業中であっても即時退店・閉店いただきます。その際は、いかなる場合においても異議を受け付けません。
- 出店決定後のキャンセルは、原則出来ませんのでご了承ください。

【出店エリアについて】

- 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します（資機材の保管場所も含む）。
- 備品及び商品の保安全管理は出店者が行ってください。盗難、紛失・損傷・事故等、主催者は一切の責任を負いません。
- テント等、出店に必要なものは、各自でご用意ください
- 当日の出店区画状況によって、緊急に必要な資材等が発生した場合でも、主催者は一切の補償はいたしません。出店に必要な機材、造作等は全て出店者が負担をし、イベント終了後、原状回復してください。

【販売について】

- 出店者間及び会場での対人・対物のトラブル、食中毒等の食品衛生管理に伴い発生する損害等については、当該出店者の責任とし、主催者はその責任を負いません。
当日は、高温となることが予想されますので、特に食中毒予防については、細心の注意を払ってください。
- 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないことを遵守してください。特に、商標権の侵害等、知的財産に関する違反行為は厳禁、また、産地偽装や来場者が誤解を招くような商品を扱わないでください。
- 酒類を缶のまま販売する際は「酒類販売業免許」が必要です。免許をお持ちでない場合は、必ずコップに移して販売してください。
- 20歳未満の人へのアルコール類の販売を行わないでください。
- 必ず価格表示を行ってください。
- 調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は、使用を中止していただくことがありますので、取扱いには十分注意してください。
- 拡声器、マイク等による宣伝及び出店区画以外での販売は禁止します。
- ブースの範囲外での呼び込み、売り歩きは禁止です。
- 野菜を除く、生もの（刺身等）の提供はできません。
- 冷蔵が必要な原材料（肉、魚、要冷蔵品等）は、クーラーボックスや冷蔵設備等で調理直前まで冷蔵してください。
- 出店場所で多量の水を使用する調理・加工（麺類の水さらし等）は出来ません。
- 衛生面に万全を期して、事故・苦情等が発生しないようにしてください。

○主催者は、出店及び食品販売行為に関して発生した事故・苦情に対して賠償責任を負いません。

○危険物や法律に触れるもの及び化粧品等保健所や厚労省による規制対象品については、販売を行わないでください。

【衛生・営業許可について】

○管轄の営業許可（露店営業許可）を取得してください。

○取得している営業許可内の品目で営業してください。

○調理に従事する者は調理手袋を着用してください。

○食品衛生責任者の資格（これに準ずる調理師免許等）を保有するスタッフを1名以上配置してください。

○保健所申請と異なる調理方法・工程は行わないでください。

○試食・試飲の提供は行わないでください。

○出店スタッフによるブース内での喫煙・飲酒は禁止とします。

○油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボールやビニールシート等による処置を必ず行ってください。

○イベント終了後は、出店区画内及び区画周辺の清掃をお願いします。飲食物等により出店スペースが汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃してください。

【環境保全について】

○プラスチック系の梱包や容器、カップ等は一切使用できません。

○食器はリユース食器又は紙製容器等、環境に配慮した素材のものを使用してください。また、リユース食器のサイズ等に適さない飲食物の提供等については、紙製の容器を使用してください（紙製容器については、出店者でご用意をお願いします）。

（参考：リユース食器）

○箸・スプーン・ストロー等は主催者では準備しません。プラスチック製ではない箸・スプーン・ストロー等をご準備ください。

○リユースコップには、飲み物以外入れないでください（唐揚げ等の油物や串物等をリユースコップに入れて販売しないでください）。

○出店によって発生したゴミはすべて持ち帰ってください。

○プラスチック製レジ袋の提供は、条例で禁止されています。

【消防法・火気使用について】

○露店営業、自動車営業での20kgボンベの使用は消防法で禁止されています。

○調理器具とガスボンベは2m以上離して設置してください。

○消火器は必ず準備してください。（10型以上、製造期間5年以下）

○白熱電球等、発火の恐れのある照明器具や調理器具の周辺には燃えやすいものを置かないでください。

- 京都中部広域消防組合火災予防条例、その他関連法令を遵守してください。
- プロパンガスの手配は法令を遵守し、必ず専門業者に委託してください。
- ガスホースはガス漏れを防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。
- プロパンガスを使用する場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないようきっちりと固定してください。
- 万一事故が発生した場合、事故を起こした該当出店者で補償をお願いします。

【電気について】

- 主催者側から電源の提供を行います（1,500w×1口まで）。
- 使用する電源の容量は上記を厳守してください。
- ※電源容量オーバーによる停電等が発生し、他の出店者に損害を与えた場合、停電等が発生させた出店者の責任となり、損害賠償の責務を負うこととなります。
- 発電機の使用は禁止します。

【安全確保について】

- 店舗の撤去から退場については、主催者が当日に連絡する具体的時間の指示を遵守して行ってください。
- 走行ルート、搬入・搬出時間は必ず主催者の指示に従ってください。
- 購入者待機列の整理は各自で行ってください（動線確保のため、列の解散を指示された際にはすぐに対応できるように人員を配置してください）。
- 店舗の装飾等は、地震や突風等により転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。
- 出店時にテントが風で飛ばされないように、ウエイト・重し等を必ずご用意ください。

【出店者の責任・補償について】

- 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた事故に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- 購入者の苦情等は、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- 食品衛生法及び関連法令の規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。衛生管理、保険等については、出店者の責任において対応してください。
- 万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応してください。
- 主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、それに従ってください。
- 出店に際して生じたトラブルについては、すべて出店者の責任において対応してください。
- 出店者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失

補償に備えてください。

○禁止事項や募集要項に反する行為をはじめ主催者の指示に従わない場合は、即時出店取り消しとし、また出店に関するいかなる損害も補償いたしません。なお、次年度以降の開催に際しても出店をお断りする場合があります。

○電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行いません。

【暴力団排除について】

○亀岡市暴力団排除条例を遵守してください。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続きに積極的に協力してください。

○出店者及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に規定する暴力団及び暴力団員

②同一生計者に暴力団員がいる者

③暴力団員がその経営に実質的に関与している者

④暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

○上記項目の該当有無を確認するため、申込内容を京都府警察に照会する場合がありますのでご了承ください。

【出店料及び営業補償の考え方】

○開催時間の短縮並びに営業時間の変更をした場合、いかなる事由においても出店料は返金しません。

また、出店に関する損害も補償しません。

○来場者の減少等、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償は一切行いません。また営業物品その他の買取り等も一切行いません。

○禁止事項をはじめ募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合は、即時退店・閉店となりますが、出店料は返金しません。また、出店に関する損害も補償いたしません。

【応募について】

○当日も含め、申込み後は出店者の変更はできません。いかなる事情がある場合でも出店辞退とさせていただきます。

○本募集要項を精読し、内容すべてを了承できる方のみ出店を認めます。

○1 申請者（社）につき 1 店舗のみの申請とします。複数の申込みをした場合は、そのすべてを無効とします。

○出店権利の第三者への譲渡並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。